

事務連絡
令和5年3月30日

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて (令和5年3月24日付事務連絡の続報)

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和5年3月24日付でお知らせしました標記の取扱いについて、関東信越厚生局東京事務所に確認しましたので、下記のように補足させていただきます。

ご多忙中恐縮ですが、ご確認いただき、貴地区会員薬局へのご周知並びにご指導方よろしくお願いたします。

記

(令和5年3月24日付 厚労省保険局医療課事務連絡)

1. 令和4年事務連絡の1.(4)及び2に記載する「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」の要件を以下の内容に見直す。

次に掲げる体制のうち、①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす場合に、基準を満たすものとする。

- ①「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」(令和4年12月27日医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に対応した取組みを実施していること。
- ②公的な管理下の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。
- ③一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。
ただし、これまでにPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており本加算の届出を行っていた保険薬局については、①のみを満たしている場合であっても、令和5年9月30日までの間に限り、本加算を算定できる。

①に対応した取組みとは、(上記①記載令和4年12月27日付 生活衛生局総務課事務連絡より抜粋)

1. 抗原検査キットを販売する薬局及び店舗販売業の周知

抗原検査キットは薬局及び店舗販売業で販売されているが、夜間休日や年末年始等には閉店している薬局・店舗、若しくは販売場所の閉鎖を行っている店舗が多いことから、抗原検査キットの販売場所が限られる傾向にある。国民の抗原検査キットの入手機会をさらに確保する観点から、地域において夜間休日や年末年始に抗原検査キットを販売する場所を一定数確保し、地域住民に周知を図ること。…(略)…地域において、休日・年末年始に地域住民が抗原検査キットを購入できない状況が生じないよう、地域の薬局・店舗販売業で連携し、自治体と協力して対応すること。地域住民への周知方法としては、例えば、「休日・年末年始に抗原検査キットを購入できる薬局・店舗」の一覧や地図等を、自治体等のHPや広報誌等において広報することや、地域の薬局・店舗において掲示等を行うこと等が考えられる。

とされております。

つきましては、①に関して、

- ・令和 5 年 3 月末時点で「連携強化加算」を算定している保険薬局では、当会作成「抗原検査キット 当薬局で取り扱っています」ポスター(都薬HP会員用サイトからDL可)の掲示(※夜間・休日に対応できる電話番号等の明記も必要)を確認し、販売を継続いただくことが必要です。

なお、上記経過措置は令和 5 年 9 月 30 日までとされていることから、10 月以降の対応については、改めて連絡させていただきます。

- ・今後、「連携強化加算」の届出を予定されている保険薬局は、上記ポスターの掲示とともに、令和 5 年 2 月 24 日付 都薬事務連絡「新型コロナウイルス抗原定性検査キット取扱い薬局等について(更新受付)」を参照の上、提出期限(都薬×切:令和 5 年 4 月 7 日(金)厳守)までに、地区薬剤師会宛手続き(夜間・休日の対応について、「新型コロナウイルス抗原定性検査キット取扱い薬局・薬店リスト」の備考欄に記載が必要)を整えられますようご案内いたします。なお、期限までに提出いただいたデータは、日本薬剤師会を経て厚生労働省ホームページで5月中旬頃を目安に公表されますので、当該コピーを提出することとなります。